

質問事項	質問要旨
1 2 番 山 下 芳 一	
1 土砂条例等について	<p>この3月会議で「(仮称)精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(案)」(以下、町土砂条例)が提案されている。町土砂条例等に関わり伺う。</p> <p>(1) 町土砂条例ができてからの周知と啓発は、どのように行うのか。</p> <p>(2) 条例制定後の町土砂条例施行規則は、どのようにになっているのか。</p> <p>(3) 町土砂条例及び同施行規則等により、事業者等との対応が行われるが、真面目な業者にはやさしく、反社や悪徳業者には厳しく毅然と対応してもらわなければならない。書類等の審査だけではなく、現地確認、パトロール、関係機関との連携等を行う担当課の業務負担は大変である。担当課の補強や支援は、どうするのか。</p> <p>(4) 現在、3,000㎡未満及びその前後の盛土や残土仮置きに関わる対応は、どのようにするのか。</p>
2 町営住宅長寿命化と居住環境の向上等、及び今後の需要と供給について	<p>老朽化対策やバリアフリー対策等が不十分である町営住宅では、能登半島地震のこともあり耐震化や居住環境への不安の声も聞く。そこで伺う。</p> <p>(1) 計画通り(令和7年度)に町営住宅の耐震化率が100%になるのか。</p> <p>(2) 出森団地・佃団地の公営住宅等整備事業(建替事業)の進捗状況と居住者の声の反映は。</p> <p>(3) 味噌柿団地等の公営住宅等ストック総合改善事業(屋根や外壁等の改修や改善)の進捗状況と居住者の声の反映は。</p> <p>(4) 上記事業における入居者の移転等は。</p> <p>(5) 建替・大規模改修等での転貸、需要と供給との関係での転貸はあるのか。</p>
3 自動運転BRTについて	<p>国土交通省の支援や補助金のもと多くの自治体等が自動運転やモビリティサービスに動いている。無人自動運転BRTの推進・実証実験に取り組んでいる自治体、取り組もうとしている自治体も目立つ。このような中、京都ビッグデータ活用プラットフォームでは、けいはんな地域における自動運転やモビリティの活用による地域活性化に向け、令和5年度「共創モデル実証プロジェクト・人材育成</p>

	<p>事業」(国土交通省)を活用した地域モビリティプロデューサー事業が実施される。2月23日には自動運転車両試乗会が京田辺市で実施される。昨年12月会議でも、京都府が「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転事業関係)」を受けることを述べたが、いろいろ鑑みるに京田辺市を中心に「次世代型バス自動運転事業」が進められるのではないかと推測する。そこで伺う。</p> <p>(1) この現状を、どのように認識するか。</p> <p>(2) 「地域公共交通確保維持改善事業」を京都府は、けいはんな学研都市内で推進していくように思うが、本町の考えと今後の対応は。</p>
<p>4 山手幹線延伸等に関わる事項について</p>	<p>(1) 都市計画道路山手幹線「本町植田～木津川市吐師地内」工事の進捗状況は。</p> <p>(2) (1)について、事業の効率性等において土地区画整理事業と一体的に施工することでコスト縮減が図れることが望ましいとされている。ここには堀池川の整備事業・雨水幹線築造事業も含まれ、早期に行われるものと思うが如何か。</p> <p>(3) 蔭山・水落地区の下水道事業の変更は、上記と関連しているのか。</p>
<p>5 交通安全について</p>	<p>(1) 昨年は、町民の方より山手幹線や精華大通りを通るトラックやダンプが多くなったとか、道路に駐車する大型車両が多くなったとか、スピードを出し過ぎる車両が多いとか多々ご意見を頂戴した。要は、交通事故を懸念するということである。本町としての現状把握と対策は。</p> <p>(2) 高齢者による痛ましい交通事故が、全国的に後を絶たない。今後、益々高齢者が増えていくが、本町としての対応は。</p> <p>(3) MaaS(Mobility as a Service)の推進についての、本町の考えを伺う。</p>

質問事項	質問要旨
20番	内海 富久子
<p>1 子育て支援・相談体制の充実について</p>	<p>(1) 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援のさらなる充実を。 妊婦、子育て家庭に対する伴走型相談支援と経済的支援について伺う。</p> <p>① 母子保健事業の新たな事業展開は。 ② 出産・子育て応援事業。</p> <p>(2) 子ども家庭総合支援体制の整備について 令和4年6月に児童福祉法等の一部が改正され、令和6年度から運用を開始することが努力義務化された。改正の目的は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うというものです。</p> <p>国は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭支援センター」2つの機関で情報等が共有されず、支援が届かない事例が指摘されていたとし、両施設の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに関して一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」の設置に努めることとしている。</p> <p>国は、「子ども家庭センターにおける児童福祉の業務と母子保健は、同一の場所で実施することが望ましいが、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「子ども家庭センター」を設置したものとする。」と示されている。現在、町の「母子健康包括支援センター」では、母子保健機能として子育てや発達等に関して、妊娠期、出産期、子育て期まで切れ目なく行っている。</p> <p>町の第2期子ども・子育て支援事業計画の中で「子ども家庭総合支援拠点の設置と支援体制の整備を進める」と、また、「健康総合拠点施設と子育て支援拠点施設の一体的整備を進める」とも明記している。そこで、伺う。</p> <p>① 町の「母子健康包括支援センター」の機能強化が求められるが今後の方向性は。 ② 町の「教育相談支援体制」の概要、状況、また課題。 ③ 健康と福祉、教育の相談、支援について、子ども一人をトータルにとらえて、支援していく体制の構築が一層求められ</p>

	<p>ると考える。今後の「防災保健センター」の機能について町の考えを伺う。</p>
<p>2 がん対策の充実について</p>	<p>本町のさらなるがん対策の充実について、これまでも、受診率向上や住民の受診しやすい環境整備など様々な工夫をして取り組んでいることは認識している。これまでの一般質問や要望事項について検討状況を伺う。</p> <p>(1) 昨年12月会議の一般質問において、がん治療による患者の外見の変化に対してサポートする「アピアランスケア支援事業」について、医療用ウィッグや乳房補整具の購入補助について求めたが、町の答弁は、国、京都府の動向を注視するとの答弁でしたが、京都府が補助事業を当初予算に計上されているが、町として、今後の対応状況を伺う。</p> <p>(2) 胃がん検診の受診しやすい環境整備に、選択肢の一つとして「内視鏡検査（胃カメラ）」の導入されたが、経緯について伺う。</p>

質問事項	質問要旨
16番	森元 茂
1 精華学研東部土地 地区画整理事業に ついて	<p>この区画整理事業総会が、2023年2月19日に開催されて1年が経過するわけですが、次の項目について伺います。</p> <p>(1) 現在までの進捗状況は</p> <p>(2) 工程が3年程の延長になると聞きますがその理由は</p> <p>(3) この事業に対する町としてのスタンスは</p> <p>(4) 山手幹線部分の状況は</p>
2 途中退職者の状 況について	<p>最近、市町村職員の途中退職者が約10年前は1桁だったと言われていたがここ数年で上昇し続けていて、これは緊急事態宣言と言っても過言ではないと言っている市町村が増えていると聞いています。</p> <p>そこで、伺いますが、精華町の現状はどうなのか、また途中退職者がいるのであれば要因をしっかりと分析していく必要があると考えますが、途中退職者から具体的な理由を伺うなどの原因を把握できているのか。そして、途中退職を食い止めるための改善をしていかなければならないと思いますが、考えを伺います。</p>

質問事項	質問要旨
19番 佐々木 雅彦	
1 PFAS対策について	<p>これまでの具体的提案に、消極的な答弁が続いている。</p> <p>(1) 国内外の動向を踏まえ、有害性の基本認識を問う。</p> <p>(2) 想定される予防対策を問う。</p> <p>(3) そのうち、町として取り組むことを問う。</p> <p>(4) そのうち、政府・府に対して求めることを問う。</p>
2 行政内の情報共有と説明責任について	<p>全体の奉仕者としての観点から、以下の点を問う。</p> <p>(1) 例として、近鉄駅無人化・対面案内の廃止等の通告受信後の庁内の情報共有の経緯。</p> <p>(2) 同上の住民との情報共有の経緯。</p> <p>(3) 議会・住民に対して、具体性のない説明を廃止し、双方の認識が一致する基準での説明姿勢の徹底を提案する。</p>
3 安全・安心について	<p>(1) 防衛力強化・祝園分屯地の拡充に伴う、住民保護の具体的計画を問う。</p> <p>(2) 能登半島地震までの数々の災害をうけ、次の点を問う。答弁の際、経緯は省き、結論のみを問う。</p> <p>① 2次3次の避難先の確保。2004年・2011年の一般質問議論も踏まえた進捗。</p> <p>② 災害がれきの仮置き場の想定と防災受援施設予定地の関係。</p> <p>③ 断水時の水の確保策。</p> <p>④ 多様性に対応する備品の確保。</p>

質問事項	質問要旨
18番	坪井久行
<p>1 陸上自衛隊祝園分屯地への長距離ミサイル保管のための大型弾薬庫建設問題について</p>	<p>祝園分屯地への長距離ミサイル保管のための大型弾薬庫建設（火薬庫等整備）について、12月に防衛省は調査結果を踏まえて、「祝園分屯地は火薬庫を増設する上で適地。今後、火薬庫8棟程度及び弾薬整備場の整備、並びにこれらを管理する管理地区における隊庁舎の建替等を計画。令和5年度中に基本検討、6年度から設計、造成工事等に着手予定。今後の状況に応じて更なる火薬庫の整備を検討。施設のさらなる安全性の向上を図りつつ、防衛力整備計画に記載されている火薬庫の共同運用を進めていく予定」との結論を出した。さらに、議会からの質問に回答した。そこで、以下を伺う。</p> <p>(1) 住民にとって最大の関心事は、分屯地内の活断層の存在であるが、回答では「今後、実施する予定の基本検討の中で、文献等を通じて確認していきたい」とのことであるが、活断層についての地質研究者の詳細な調査は、防衛上限界があると推察される。よって、「文献等を通じての確認」だけでは、詳細な調査結果は期待できず、防衛省自身が調査費4億円を使い、主体的に調査を行い、大型弾薬庫の設置位置との関係で影響度を明らかにすべきだ。この点を防衛省に強く求められるか。</p> <p>(2) 「火薬庫の共同運用を進めていく」と報告しているが、「共同運用」の相手を明確にしていない。「回答」では、この共同運用の相手は、「海上自衛隊」と認めているが、舞鶴自衛隊のイージス艦に積載されているトマホークへの補給の役割を担うのか、明らかにされたい。また、南方最前線（沖縄諸島の基地）への海上輸送を通じたミサイル補給の意味があるのか、明確に。さらに、「米軍との共同運用」について「現時点で共同使用や米軍弾薬の保管を行う計画はない」とのことだが、将来的にもないのか、伺う。</p> <p>(3) 祝園分屯地に火薬庫8棟の建設と火薬庫の更なる整備を検討すると回答しているが、現時点では、全国の建設予定基地の中でも、棟数、予算額でも最大である。防衛省にとっての祝園分屯地の位置づけは。また、「火薬庫の更なる整備」とは何かを伺う。</p> <p>(4) 弾薬（ミサイル）の搬出入の安全性について、回答では、「『火薬取締』等の関係法令を遵守し、安全確保に必要な手段を講じて運搬するが、今後も輸送の詳細に係る答えは控える」とのことだが、輸送ルートにある自治体にルートも日時も明かさ</p>

	<p>ないのでは、自治体として責任ある対応がとれない。改善を求められたい。</p> <p>(5) 祝園分屯地からのミサイル発射の可能性について、回答は「分屯地からミサイルを発射する想定はしていない。ミサイル発射可能な装備・装置も分屯地にはなく、現時点で配備する計画もない」と述べている。将来的にも本当はないのか、伺う。</p> <p>(6) 防衛体制の強化について、回答は「抑止力を高めることで我が国への攻撃の可能性を低下させる」と述べているが、それで本当に住民の安全につながるのか、説明を求める。</p> <p>(7) これらのことを含め、住民への説明会を実施すべきだ。住民への説明会も持たずに、住民の安全に関わることを強引に進めるのは国民主権に反する。町の見解は。</p>
<p>2 介護保険の改定について</p>	<p>「家族介護からの脱却・介護の社会化」を目指して始まった介護保険制度だが、政府は、次の目標を「高齢者人口がピークを迎える2040年頃」とし、「人手不足」と「介護費用増加」の危機感を煽りながら、負担増と給付抑制を狙っている。こうした中で、本町は「高齢者の健康増進や介護予防を推し進める」としている。もちろん、「元気な高齢者づくり」は大切だが、反面、人は誰しも高齢化すれば、足腰が弱くなり、認知症や病気になり、「家族介護からの脱却・介護の社会化」が必要になる。たとえ費用は高くつくとも、それにまともに応えねばならない。そこで、伺う。</p> <p>(1) 8期は、予定していた地域密着型サービスをしなかったこともあり、準備基金残高が2億7,800万円もある。そのため、1億3,300万円を取り崩すが、なおも約1億4,500万円残っている。これは保険料を負担した方に還元すべきでないか。</p> <p>(2) 今、住民が求めているが、8期に未達成の地域密着型サービスを9期にはなんとしても実現すべきではないか。</p> <p>(3) 訪問介護の基本報酬の引き下げは、介護職員の意欲を失わせ、人出不足を招き、事業所の経営を困難にしている。国に報酬引き下げを撤回するように求めるとともに、町としても可能な限り、介護事業所への支援をすべきでないか。</p>
<p>3 舟地域の農免道路と狛田東線との交差点に信号機を設置することについて</p>	<p>この交差点は、カーブミラーは設置されたが、道路沿いに建物が建ち、見通しが悪く、交通事故が頻繁に発生している。舟の旧地域から駅前商店に買物に行く高齢の方や、舟の新地域から車で農免道路に出る方などが、この交差点の安全性を強く求めている。精華町内で信号機の最優先交差点にまだ設置されないのでは、人命を守るべき行政の責任が問われる。もっと真剣に求められたい。</p>

質問事項	質問要旨
9番 松田孝枝	
1 土地利用規制法と学研開発について	<p>米軍・自衛隊基地の周辺を監視下におく「土地利用規制法」は、2022年9月20日に全面施行された。</p> <p>本町の祝園弾薬庫周辺も例外ではなく、「注視区域」指定の可能性が指摘されている。政府は土地等利用状況審議会を開き、基本的考え方を示し、その中で、区域の外縁に関する考え方を示している。</p> <p>そもそも、本規制法は、施設の周辺1kmの土地の所有者や利用者を監視し情報収集をして「機能阻害行為」があれば、使用中止の勧告・命令ができるという法である。</p> <p>本町では、本年2月6日の2月特別会議、行政報告において、実情把握のため書面による意見聴取が行われ、同年1月31日付で内閣府に対して「今後の開発動向の情報提供、及び大規模画地を機械的に分断する区域線については、周辺の道路に沿って、区域線を設定するよう」回答文書を送付したとの報告がされた。</p> <p>祝園弾薬庫の強靱化と合わせて、土地利用規制法の「注視区域」の指定が予想されることについては、本町住民のみならず周辺住民からも不安の声が寄せられているところである。</p> <p>とりわけ、今、狛田東地区の開発が進み、今後、狛田西地区についても開発が予定されている中で、企業誘致などに影響がないのかを危惧するところである。</p> <p>土地利用規制法について問う。</p> <p>(1) 土地利用規制法についての基本的考え方 (2) 大規模画地とは (3) 周辺1kmは、ほぼ本町全域が入ると思われるがその範囲と、具体的に規制される事項はなにか (4) 機能阻害行為とはいかなる行為か (5) 従来「弾薬庫は学研都市にふさわしくない」施設との見解であったが、土地利用に規制がかかる本規制法は「学研のまちづくり」に「阻害要因」とならないよう、防衛省への一層の協力を求める(令和6年度施政方針)とあるが、どのような協力を求めるのか</p>
2 データセンターの非常用電源について	<p>12月会議の一般質問でも同趣旨の質問をした。その後の経過と今後について問う。</p> <p>(1) 現地調査と合わせて、振動、騒音、黒煙等の環境調査結果は。</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(2) 府や関係部署と連携をするとのことだったが、どのように連携してきたか。今後についても問う。</p> <p>(3) 企業等とも対応策を協議とのことだったが、企業の対応策は。</p> <p>(4) 令和6年度施政方針で町長は、データセンターについて「規制と誘導策」について「確立」していきたいを述べている。どのような視点から規制し、誘導策を講じようとしているのが現時点での見解を問う。</p> |
|--|--|

質問事項	質問要旨
5番	森田喜久
1 大規模災害時などにおける減災対策について	<p>能登半島地震が、本年1月1日に発生し2か月以上も経過しましたが、インフラの整備が地域によって、復旧できていなかったりして、避難所生活が長くなってきており、被災者の体調管理が気になります。被災に遭われている方々に、お見舞い申し上げます。</p> <p>今回の災害は、これまでに類を見ないものであると、言われています。精華町消防からも支援活動に出向き、大変ご苦労されたことと思います。1日も早い復旧・復興が望まれます。最近では、全国各地で、災害級の豪雨・地震などが起こっています。幸いわが町精華町においては、そのような有事は起きていませんが、いつ起こるかわかりません。精華町では、毎年防災訓練を実施していますが、今回の災害を教訓にして、減災に向けた、訓練の在り方を検討することも重要と思います。そこでお伺いします。</p> <p>(1) 精華町では、災害マップを作成し全戸配布されていますが、これらをどのように町民の皆さんが活用されているのか、マップは配布しました、それを参考にして自分で対応しなさいでは、行政としては未達成だと思います。各自治会それぞれ環境も立地場所も異なりますので、地域にあった災害を想定し、説明会等開催し、減災について、当面自分たちで出来る対策等を伝えることも大事だと思います。今後、減災対策も含め各地域ごとの説明会等開催するなど新たな取組をする予定があるのか伺います。</p> <p>(2) 過去に通学途中でブロック塀が倒壊し尊い命が奪われました。それを機にブロック塀の総点検が始まり減災対策としての取り組みが始まりました。精華町では、どのくらいの該当箇所があったのか、それは解消されたのか伺います。</p> <p>加えて、通学路周辺のブロック塀については、所有者個人にゆだねる部分も多いと思うが、対策は講じられたのかを伺います。</p> <p>(3) 詳細は結構ですが、精華町では特にどのような災害を想定されて、その減災対策をどのように計画的に、進めようとしているのか伺います。</p>
2 学研西木津地区と高山地区を結ぶ連絡	この質問は、2年前の令和3年度3月会議で、同じような質問をしたものです。改めてお聞きします。この2年間、京都府及び

道路の進捗について	<p>生駒市との調整はどこまで進んだのか、前回の答弁では、整備対象路線として位置づけ、早期に事業化すべきとなっていました。しかし、いまだ、その事業化については、まったく気配すらありません。そこでお聞きします。</p> <p>(1) この2年間に京都府と生駒市との調整会議は、何回行われたのか。また、都市計画決定に向けた手続きは、どこまで進んでいるのか伺います。</p> <p>(2) 計画路線上に土取り跡地が存在しており、地権者とは毎年懇談会的な会合が開催されていますが、進捗はどうなっているのか伺います。</p> <p>(3) 東畑地区では、現在計画線上だけではなく広範囲に広げ、関係地権者と区の役員も入った開発委員会を設置し、昨今の自転車走行及び生駒市からの抜け道路となり、地区内の交通安全向上のため、取り組んでいます。そのためバイパス道路としての整備は一時の猶予もありません。大きな事故が起こってからでは遅いので、手続きを速めていただきたいが、町として、どのように取り組まれようとしているのかを伺います。</p>
-----------	---

質問事項	質問要旨
3番 植山 米一	
1 空き家対策について	<p>空き家対策について、お尋ねいたします。</p> <p>少子化、高齢化、核家族化が急速に進んでいることに伴い、誰も住んでいなくて放置されている空き家が全国的に増加しております。総務省が5年ごとに行っている「住宅・土地統計調査」によりますと、平成30年では846万戸、20年前の調査と比べて1.47倍増えています、空き家率は13.6%に達しています。10年後にはこれが30%になると予測しているシンクタンクもあるそうです。</p> <p>(1) 本町の空き家率</p> <p>私の近くでも、子どもたちが就職や結婚により遠くで生活するようになって、残されたひとり暮らしの高齢者が施設に入所してしまい、空き家となっている住宅が増えてきました。そこでまず、直近の住宅・土地統計調査では、精華町内の空き家数と空き家率をお伺いいたします。</p> <p>(2) 空き家の問題点</p> <p>私有財産が保証されているわけですから、単に空き家にしておくだけではとやかく言われる筋合いではありませんが、問題となるのは管理が不十分なために、近隣住民や通行人に迷惑をかけているという場合であります。</p> <p>倒壊や崩壊の危険があったり、屋根瓦や外壁が落下したり、ごみの不法投棄場所になったり、アライグマやネズミのすみかになったり、植木の枝や雑草が生い茂ったりして、防災面、衛生面、防犯面から危険かつ不衛生になってしまいます。</p> <p>所有者が空き家を活用しない、また処分もしない理由として、買い手や借り手がない、解体費用が高つく、更地にすると土地の固定資産税が6倍に上がる、といった理由があります。</p> <p>その固定資産税に関してですが、市街化区域の場合は都市計画税も併せて、例えば大きな宅地に小さな小屋を残しておけば固定資産税などはそのままいけるのか、といった点について詳しくお伺いいたします。</p> <p>(3) 空家法の改正</p> <p>空き家対策のために平成26年に通称「空家法」が制定され、その中で、著しく保安上危険となるおそれがある状態、衛生上有害となるおそれがある状態、景観を損なっている状態、その他</p>

周辺の生活環境保全のために放置することが不適切な状態にあると認められる空家を「特定空家」と定義しています。「特定空家」になると市町村長の指導や勧告、命令を経て最終的には行政代執行により解体し、その費用は所有者に請求することになっております。

建物が「特定空家」状態になっては手遅れなので、昨年12月13日に空家法が改正され、特定空家になる前に「管理不全空家」という段階が設けられました。

そこで質問なのですが、改正前の空家法による特定空家は、本町に何件くらいありますか。また、特定空家や管理不全空家は、町職員が町中を見回るわけにはいきませんので、どうやって把握されるのですか。お伺いいたします。

(4) 特定空家、管理不全空家に対する本町の施策

空き家といえどもきっちり管理され、除草や剪定もされている場合はなんら問題はないのですが、管理不全空家や特定空家になった場合、空家法に基づく施策のほかに、本町独自の施策として、例えば解体費用の一部を補助するとか、何かお考えのことがあるのか、お伺いいたします。

質問事項	質問要旨
7番 山本清悟	
1 「こどもを守る町」宣言下の学校教育について	<p>精華町は、昭和43年に「こどもを守る町」宣言を制定、青少年は時代の担い手であり、その健全な成長は町民すべての願いである。町民すべての熱意を結集して、その目的達成のために努力すると宣言している。</p> <p>毎年発行の教育要覧表紙裏面に「こどもを守る町」宣言と教育大綱の基本目標と5つの方針が示されている。その内容が、学校経営に反映され学校教育指導重点の基本事項に盛り込まれ、各項目に具体化されている。</p> <p>国では、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を調査に基づき策定し、その中で子どもたちの身体活動の推奨を求めている。そこで本町の小中学校について問う。</p> <p>(1) 豊かな人間性とたくましく健やかな体をはぐくむ教育を推進しているが、スマホやタブレットの普及によりスクリーンに向かう時間が増加し全体の運動量が減っている。</p> <p>① 授業として目指した運動量を確保できているのか、また、コロナ禍での影響を受け減少していないのか。</p> <p>② 学校内では休み時間に運動する遊びが減少している傾向があるが運動量は確保されているのか。</p> <p>③ 下校後や休日に地域などで体を動かし遊ぶ子どもたちが減少しているが、学校外の運動量をどのように把握しているのか。また運動量を確保するためどのような指導をしているのか。</p> <p>④ 健康に適正なスクリーンタイムと必要な運動量確保を、どのように保護者を含め子どもたちに指導しているのか。</p> <p>(2) 「命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」で子どもの命と安全を守り、すべての人々の人権を大切にし、誰もが互いに尊重して支え合う共生社会の形成に取り組むとしている。</p> <p>令和4年度3月会議の代表質問で多様性の教育の重要性を質問し教育長もその重要性について答弁された。その中で「性」に関する教育は、教員の実践力、発達段階に応じた展開の仕方を研究して行かなければならないとの部分があり、磨きながら教育ができるように努力すると答弁されている。そこで問う。</p> <p>① 1年が経過しその後、ますます発達段階に応じた性教育の重要性は増している。包括的性教育の中の「性」についての教育はどのように研究、進展しているのか。</p>

	<p>② 2022年11月に京都市の大原野中学校で、性教育の公開授業が行われた。内容はデートDVから性的同意、妊娠と交際から性交に至るまでの想定される問題点と対処法を、避妊具などを用いて教えたと報道されている。他の都道府県でも先進的な取組がされている。ホームページにも「性」教育の様子が写真付きでアップしている。本町も事例としてどのように受け止め研究・活用されたのか。</p> <p>(3) 教職員が自らの心身の健康を守り、日々の生活・人生を豊かで質の高いものとするにより、人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動ができるよう、働き方改革を推進するとある。これまでの改革の取り組みと成果を問う。</p> <p>① 部活動など外部人材の活用と効果は。</p> <p>② 業務支援員の配置の活用と効果は。</p> <p>③ 業務の見直しの効果は。</p> <p>④ タブレットなどの導入によるICT導入による効果は。</p> <p>⑤ 計画的な教員定数の改善は。</p>
<p>2 地区集会所建設 修繕について</p>	<p>地区集会所の新築等費用分担金について幾度か地元負担をなくして町経費で建設を求めてきた質問に、新築等費用分担金徴収条例の見直しの必要性を認めるが様々な方向性について公平性、公正性を重視し、慎重に検討を進めるが時間を要すると答弁している。そこで問う。</p> <p>(1) 令和3年度3月会議で質問してからいままでの間、具体的に検討した事項の内容は。</p> <p>(2) 新耐震基準設置後に建設された集会所の老朽化対策の修繕に関する基準などはあるのか。今後の対応の方向性を問う。</p> <p>① 予算の規模は、どこまで許容するのか。</p> <p>② 高額の場合は地元負担を求めるのか。</p> <p>③ 費用が新築に匹敵する額となった場合新築もあるのか。</p> <p>④ 一定の取り扱いの指針は策定されているのか。</p>
<p>3 町政協力員報酬 について</p>	<p>町政協力員の報酬は、「多忙な自治会長に報いるため、報酬という名目で出しているのでは」との疑問の声がある。報酬の支払い目的と町政協力員の仕事が、きちんと説明できていないからではないのか。町はどう受け止めるのか。どう考えているのか問う。</p>

質問事項	質問要旨
10番	村田 周子
1 商工業の振興について	<p>(1) 精華町商工会プレミアム付き商品券発行事業について プレミアム商品券は紙商品券と電子商品券の2種類あり、現在、本町では、紙商品券が採用されています。 電子商品券は、紙商品券に比べて発行にかかる経費が抑えられるため、最近では電子商品券を導入する自治体が増えています。 昨今のエネルギー関連や物価の高騰など厳しい環境におかれている精華町内の小規模事業者などに対して、商工会が実施する「プレミアム付き電子商品券」の発行により、スピード感を持って地域消費を刺激し、町内商店などへの支援や地域経済の活性化が図れると考えます。 そこで、お伺いします。 精華町商工会プレミアム付き電子商品券の発行は。</p> <p>(2) 本町地元企業の新卒者雇用に向けた支援について 精華町事業者成長支援事業補助金事業では、雇用拡大・人材確保事業について、優秀な人材確保を目的として、合同企業説明会への出展や求人サイトの活用への補助の取組を実施しています。しかし、町内事業者の突発的な人材不足を補う短期的な雇用となっているのが現状です。 そのため、町内事業者が、新たなビジネスモデルを構築するなどの革新的な取組や、事業拡大に伴う人材採用、育成計画に合わせて、長期的な視点で人材育成するために、新卒者向けの合同企業説明会や町内企業訪問などの支援をしていただきたいと考えます。 そこで、お伺いします。 地元企業の新卒者の採用に向けた支援は。</p> <p>(3) 本町庁舎内のスペースを利用した地元企業の常設展示スペースの開設について 精華町内の小規模事業者は、多大なコストをかけることができずに、求職者に十分な求人活動ができていないのが実状です。そのため、精華町在住の求職者には町内事業者の求人情報が十分に伝わらずに、町内求職者が就職のために精華町外へと流出しています。 町内事業者の求人情報や事業者の仕事内容を知っていただく機会づくりが必要と考えます。それは、求職者と求人企業をつ</p>

	<p>なく機会を創出することにも繋がります。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>① 町内事業者の求人情報や事業者の仕事内容を知っていただく機会づくりの現状は。</p> <p>② せいかジョブポイント事業の取組の現状は。</p> <p>③ 精華町役場内のスペースを活用した町内事業者の事業イメージ動画を上映する専門の大型モニターの設置を。</p> <p>④ 庁舎内のスペースを利用した地元企業の製品などの常設展示スペースの開設を。</p>
<p>2 本町の防災について</p>	<p>近年の気候変動に伴い、今まで経験しなかった災害が日本中に発生しています。今年元旦、能登半島地震が発生し、多くの方々が被災され、今なお多数の方が避難生活を余儀なくされています。</p> <p>一方、本町も防災対策推進地域に指定されている南海トラフ地震は、30年以内に70%の確率で発生するといわれています。このことは本町も自然災害から免れることができないことを明確に物語っています。</p> <p>しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは困難です。したがって、災害の被害を最小限にして、迅速な復興・復旧につなげるため、総合的な防災対策が必要なことはいまでもありません。</p> <p>本町でも自主防災会を結成して災害時に備えています。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>(1) 自主防災会について</p> <p>① 今年度結成された祝園西一丁目自主防災会の現状は。</p> <p>② 自主防災会の自治会未加入者への働きかけの支援は。</p> <p>③ 自主防災会の結成されていない自治会への働きかけは。</p> <p>④ 自主防災会の横のつながりは。</p> <p>(2) マイ防災マップについて</p> <p>① 防災マップの目的は。</p> <p>② マイ防災マップの作成にともなった防災意識の向上は。</p> <p>(3) 地域防災協定とは自治体同士または自治体と民間企業が締結する災害時の救援協定です。具体的な内容は個別の協定書へ記載され、それをもとに災害時の救援活動が行われます。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>本町と他自治体との地域防災協定の現状は。</p>

質問事項	質問要旨
14番	岡本篤
1 危機管理の強化について	<p>まず、令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方のご冥福と被災されたすべての方に心よりお見舞い申し上げます。また、1日も早い復旧・復興を願っております。</p> <p>みなさまもご存じのように能登半島地震は、地震の発生は1月1日午後4時10分ごろ、地震の規模を示すマグニチュードは7.6でした。阪神・淡路大震災を起こした地震や熊本地震よりも大きな規模です。多くの建物が倒壊するなどの被害が出ました。</p> <p>断水して津波の危険がある中で消火が遅れ、輪島市などでは大規模な火災も発生しました。</p> <p>各地で津波も観測され、家屋流失などの被害も起きています。また、能登半島の北岸の広い範囲で地盤の「隆起」や液状化現象による被害、斜面の崩落による「河道閉塞」が確認されています。</p> <p>このような甚大な被害により、住民の方々はやるせない気持ちでいっぱいだと思います。徐々には、復旧されてはきていますが、まだまだ復興への光はみえてこない状態です。</p> <p>地震災害は本町においても他人事ではありません。それ以上の被害が想定されている南海トラフ巨大地震がいつ起こるか、政府の地震調査委員会は2023年1月、南海トラフでマグニチュード8～9級の地震発生確率は、10年以内30%程度、20年以内60%程度、30年以内70～80%、50年以内に90%程度もしくはそれ以上と発表されています。</p> <p>気象庁もウェブサイトで「南海トラフ地震は概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震《1944年》及び昭和南海地震《1946年》）から70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている」としている。その発生時期の予測には諸説ありますが、2030年～2040年の間に発生するという説もあれば、それより早く発生するという説もあります。</p> <p>一定の周期性があり、「南海トラフで大規模地震が発生する可能性が高まっている」という認識は専門家間でも概ね一致しています。南海トラフ巨大地震発生は30年後かもしれませんし、今日か明日かもしれません。</p> <p>ただ、ずっと先だと思ってしまえば対策や準備がおろそかになってしまうと考えます。</p> <p>このことから次のことを伺います。</p>

	<p>(1) 今回の能登半島地震を本町に置き換えて考えた場合、類似点と相違点を伺います。</p> <p>(2) 避難所（学校体育館）における空調設備の整備及びプライバシー保護についてどのように対処しようと考えていますか。</p> <p>(3) 水道設備の被害が大きくなることが懸念されます。本町の水道事業は基金を取り崩す経営が続いていますが、水道設備の耐震化・強靱化はどこまで進んでいるのか伺います。</p> <p>(4) 毎月1回避難訓練をしている自治会が全員無事に避難できた事例など、改めて防災訓練の重要性が注目されています。自治会単位での避難訓練と自主避難所の開設運営訓練、広域的な指定避難所の開設運営訓練、保健センターを核とした避難所支援訓練など、多層な訓練の計画を伺います。</p>
<p>2 食品衛生法改正に伴う対応について</p>	<p>「食品衛生法」が改正され、令和3年6月1日から施行となったが、経過措置期間（3年間）があり令和6年5月31日で終了し、全面施行されます。</p> <p>今回は、改正法の施行前から製造していた個人農家にも適用され、今年の5月末までに営業許可の取得と、食品衛生責任者の資格取得が義務付けられます。この許可を取得するためには、加工品を製造する施設ごとに衛生基準を満たした手洗い設備や専用の製造・保管場所などを整えることに加え、国際的な食品衛生管理手法である「HACCP（ハサップ）」に沿った加工場の衛生管理などが必須になりました。</p> <p>また、生産者が、野菜や果物を直接お客様に販売する場合は届出の必要はないのですが、お米を販売する場合は生産者でも「米穀小売業」の届出が必要になります。今までは年間で精米後の数量が20t以下の販売量であれば届出の必要がなかったものが、今回の改正によりお米の取り扱い規模に関わらず、届出が必要となりました。</p> <p>このほか、令和2年に完全施行された食品表示法に基づく食品表示など、食品等事業者や農家が対応しなければならない事項はここ数年で非常に増加しています。</p> <p>こうしたことから、直売所などに加工品を出荷される生産者が激減し、ふるさとの味が食せない状況になりかねないことから、本町の特産品への影響を危惧しています。</p> <p>そこで次のことを伺います。</p> <p>(1) 今回の法改正による本町への影響及び今後の対応について伺います。</p> <p>(2) 華工房は衛生基準を満たしている施設なのかどうか伺います。</p> <p>(3) 6次産業化の推進に向け、本町では現在どのような取組を想定しているのか伺います。</p>

質問事項	質問 要 旨
1 番 大 野 翠	
1 プレコンセプションケアについて	<p>プレコンセプションケアとは、将来の妊娠のために男女共に身体について適切な知識や情報を持つことで、早いうちから食生活や生活習慣を見直し、健康診断やワクチン接種を受けるなど、健康管理をすることで元気な赤ちゃんを授かることにつながる取組です。また妊娠希望の有無に関わらず、若年期から日々の生活習慣や健康と向き合うことは、豊かな人生を送るためにも非常に重要な取組であるといえます。</p> <p>2006年に米国疾病管理予防センターがプレコンセプションケアのレポートを発行し、2012年にはWHO（世界保健機関）がプレコンセプションケアを「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と提唱し、国際的に取り組みが推進されています。国内では、成育基本法（2018年12月）に基づく成育医療等基本方針（2021年2月）において、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケアの実施など需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされていますが、日本ではまだまだプレコンセプションケアの認知度の低さが課題となっています。</p> <p>京都府では、2007年に子育て支援条例、2015年に少子化対策条例を制定、昨年12月には4年ぶりに「京都府子育て環境日本一推進戦略」を改定しました。府が新たに取り組むべき4つの重点戦略と、重点戦略ごとに具体化した20の重点プロジェクトが記載されています。これは、京都府独自の視点に立った取り組みを中心にまとめたもので、子育て環境の充実を図るとともに、少子化の進展を食い止めることを目的としたものです。その中の「重点戦略3. 若者の希望が叶う環境づくり」の重点プロジェクトに全国初の「③プレコンセプションケアプロジェクトの実施」が挙げられています。切れ目のないプレコンセプションケアに関する教育・研修プログラムを推進するため、「令和6年度プレコンセプションケア推進業務委託に係る公募型プロポーザル」を実施します。全国各地でも取組が広がってきており、自治体ホームページに特集コーナーを開設したり、国立成育医療センターが作成したプレコンノートやプレコンチェックシートを掲載したりしているところもあります。</p> <p>そこで、本町でもプレコンセプションケアに取り組むべきと考えますが、本町の考えを伺います。</p>

<p>2 メンター制度について</p>	<p>昨年定例会3月会議の会派代表質問において「風通しの良い職場づくりとして、職員の提案に基づき、メンター制度を導入する」とあり、メンター制度は、新入職員の定職率を高める効果や職員同士のコミュニケーションを活性化する効果が期待できるよい制度ですので、本町における「メンター制度の導入」についての質問をしました。</p> <p>今年度の施政方針「④住民協働と行財政運営の強靱化のまちづくり方針」のなかにも「メンター制度の運用」とありました。昨年の答弁では「実施する前の準備及び実施中のフォロー、実施後の振り返りなどを行い、産業医も含めてメンター、メンティーの活動をしっかりフォローアップする」とのことでしたが、導入後の活動内容について伺います。</p>
---------------------	---